

審議会等の運営状況（平成22年10月1日現在）について
（概要版）

1 審議会等の設置数及び委員の選任状況

「審議会等の設置及び運営に関する指針」の方向性に沿って、平成18年4月1日に比べ一定の改善が図られている

(1) 審議会等について

ア 設置数について

【方針】 必要最小限に止める

【取組状況】

・平成22年10月1日現在の**設置数143**（54会議（18年度比27.4%）の減）

イ 委員数の制限（20名以内）について

【方針】 原則として20名以内とする

【取組状況】

・**委員数が21名以上の審議会等は16会議**（36会議（全体比16.3%）の減）

ウ 審議会等での女性委員の割合について

【方針】 女性委員の占める割合を40%以上（平成27年度）とする

【取組状況】

・**女性比率が40%以上の審議会等は53会議**（24会議（全体比22.4%）の増）

(2) 審議会等の委員について

ア 延べ人数及び実人数について

【取組状況】

・平成22年10月1日現在の**延べ人数2,649名、実人数2,347名**

・延べ人数で1,077名（18年度比28.9%）、実人数で651名（18年度比21.7%）の減

イ 在任期間の制限について（延べ人数ベース）

【方針】 原則として在任期間4年以内又は再任1回まで

【取組状況】

・**在任期間が20年を超える委員は、67名から12名に（1.8%から0.4%に）減少**

・**在任期間が9年を超える委員は、370名から408名に（9.9%から15.4%に）増加**

・**4年を超え9年以内の委員は、600名から709名に（16.1%から26.8%に）増加**

ウ 女性委員の登用促進について（延べ人数ベース）

【方針】 女性委員の占める割合を40%以上（平成27年度）とする

【取組状況】

・委員全体に占める女性委員の割合は、27.4%から33.8%に増加

エ 本市職員の委員選任の原則禁止について（延べ人数ベース）

【方針】 特に必要がある場合を除き、本市職員を選任しない

【取組状況】

・本市職員の委員は、264名から51名に（7.1%から1.9%に）減少

オ 同一委員による兼務数の制限について（実人数ベース）

【方針】 兼務数を3以内とする

【取組状況】

・兼務数7以上の委員は17名から0名に、兼務数4～6の委員は58名から12名に（1.9%から0.5%に）減少

2 審議会等に係る情報公開に関する取組状況

公表すべき内容を公表できていない事例が見受けられ、今後、会議要旨（会議録）の公表を徹底するなどの取組みを強化する

(1) 会議及び委員名の公開状況について

【方針】 非公開事由に該当する場合を除き、原則公開

【取組状況】

・公開の審議会等は85（全体比57.8%）、委員名を公開している審議会等は142（全体比96.6%）

(2) ホームページにおける公表状況について

【方針】 すべての審議会等においてホームページに基本事項及び会議要旨を、公開の審議会等においては会議録も公表

【取組状況】

・146（全体比99.3%）の審議会等について基本事項を、133（全体比90.5%）の審議会等について会議要旨を公表
・公開の審議会等のうち会議録を公表しているものは78（公開会議比91.8%）